

## 個人情報開示等審査諮問書

瑞浪市個人情報保護審査会会長 様

瑞浪市長 水野 光二



このことについて、瑞浪市個人情報保護条例第23条第2項の規定により、諮問します。

諮問の内容	学習用タブレット端末利用に伴うオンライン結合について
諮問の趣旨及び理由	<p>本市教育委員会は、文部科学省が推進するGIGAスクール構想に基づき、市内小中学校の児童・生徒に対し、タブレット端末を1人一台ずつ整備する予定です。これにより、「生きる力」の育成に注視した新学習要領において位置づけられる情報活用能力の育成、プログラミング教育など学習活動に広がりが見られることでの教育の充実、ペーパーレスでの課題の作成や提出など作業の効率化に加え、緊急時における学習環境の確保を図ることができます。</p> <p>タブレット端末による学習活動は、GIGAスクール構想においてクラウドサービスの利用が基本となっており、学習での利用の過程において、クラウドサーバ上に保存された個人情報（児童・生徒の氏名、学校名、学年、学級、学習成果物）を、インターネット経由で、児童生徒が外部から閲覧することが可能となることから、瑞浪市個人情報保護条例第12条第2項の規定に基づき、オンライン結合による保有個人情報の外部提供について審査会に諮問するものです。</p> <p>なお、タブレット端末でのクラウドサービスの利用にあたっては、安全性と利便性の観点から、(株)NTTコミュニケーションズが提供する「まなびポケット」の利用を予定しています。同社のデータセンターは、文部科学省の「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠しており、十分なセキュリティ対策（別紙）が実施されています。</p> <p>また、児童・生徒の個人アカウントの管理については、「第2次瑞浪市ICT教育活用推進計画」に基づき、教職員に対する研修及び児童・生徒への情報モラル教育により、個人情報の取扱いに関する啓発や指導を行います。</p>
担当部課等	学校教育課 堀田奈々（電話内線487）
備考	

添付資料：「GIGAスクール構想」と「まなびポケット」瑞浪市教育委員会 資料